

令和3年度第1回  
八戸市介護サービス事業者集団指導  
資料

令和3年9月  
青森県健康福祉部高齢福祉保険課

## 目 次

- 1 介護職員等による喀痰吸引等行為の実施について . . . . . 1
- 2 介護支援専門員に係る留意事項について . . . . . 7
- 3 社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について . . . . . 13

# 介護職員等による喀痰吸引等行為 の実施について

## 青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

### 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯

平成23年度まで 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等

平成22年 特別養護老人ホームにおいて、一定の研修を受けた介護職員が口腔内の喀痰吸引、胃ろうによる経管栄養の喀痰吸引等を行うことが出来ることとされました。  
平成23年 平成24年度からの制度化に向け、県で喀痰吸引等を実施（口腔内、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）。

その他の経過措置としてALS患者の在宅療養や盲・聾養護学校におけるたんの吸引など

平成24年度 社会福祉士及び介護福祉士法の改正

都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、**「認定特定行為業務従事者」として県に登録した介護職員等は、県に登録された事業所（登録特定行為事業者）**において、一定の条件（医師の指示等）のもとに、喀痰吸引等の行為（特定行為）を実施できることとなりました。  
また、平成24年度以前に研修を受けた介護職員（経過措置者）及び事業所も登録が必要となりました。

平成28年度 介護福祉士国家試験受験における医療的ケア（講義と演習）の義務化

**平成28年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了していない介護福祉士に対し、事業所で実地研修を行うことができる「登録喀痰吸引等事業者」の規定が新たに追加されました。**

この改正を受け、県では、平成29年7月31日付けで「登録喀痰吸引等事業者の登録にかかる手引き」及び「登録喀痰吸引等事業者登録にかかるQ&A」を作成し通知しました。

※登録喀痰吸引等事業者は、県への事業者登録が必要

## 2 喀痰吸引等の特定行為、研修、事業者の区分

### 喀痰吸引等の特定行為の区分

#### 喀痰吸引

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

#### 経管栄養

- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※平成30年度から第1号、第2号研修において人工呼吸器装着者に対応した研修の募集を開始  
 ※令和2年度から半固形化栄養剤による経管栄養の研修の募集を開始

### 喀痰吸引等研修の区分

1. 第1号、第2号研修（不特定多数の者に喀痰吸引等を行うための研修）

- (1) 第1号研修 5つ全ての特定行為ができる者
- (2) 第2号研修 1つから4つの特定行為ができる者

高齢福祉保険課

2. 第3号研修（特定の者にのみ喀痰吸引等を行うための研修）  
 特定行為は特定の者に対応したもの

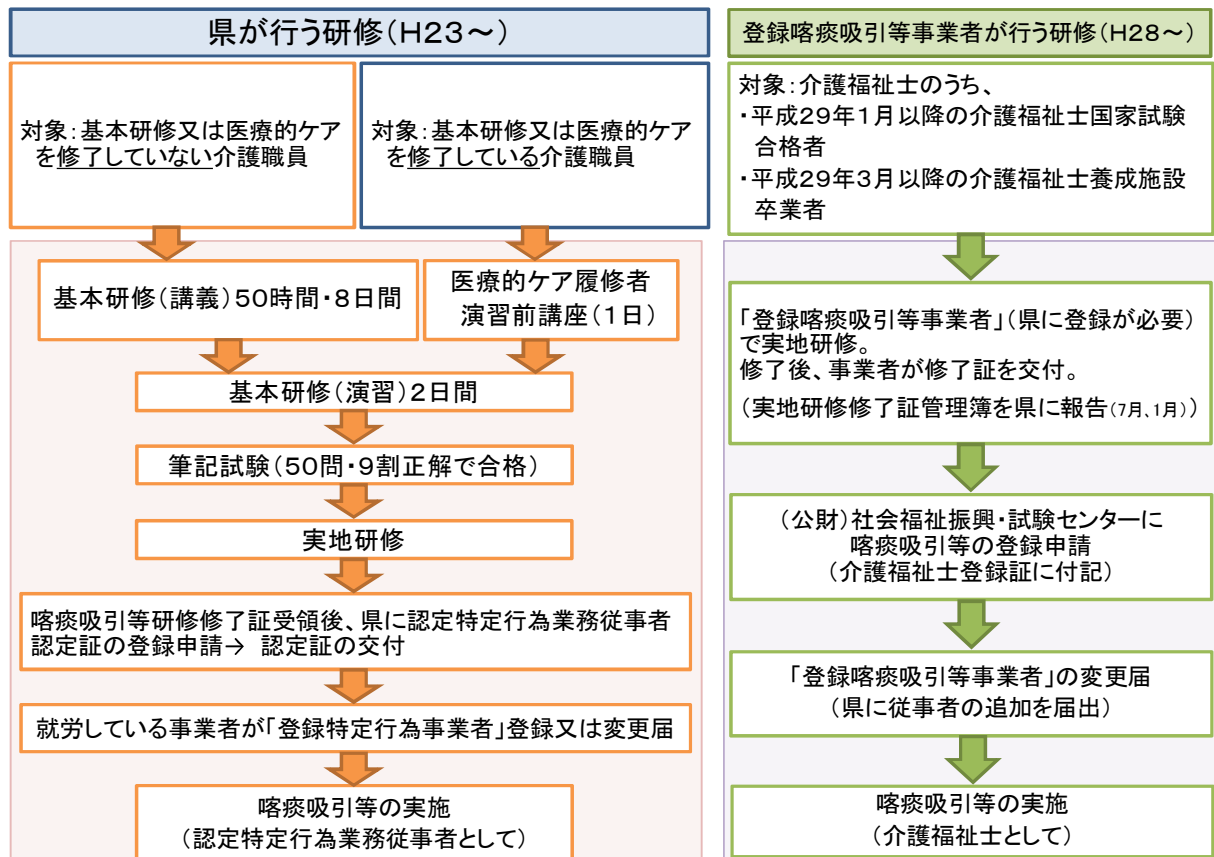
障害福祉課

### 事業者の区分

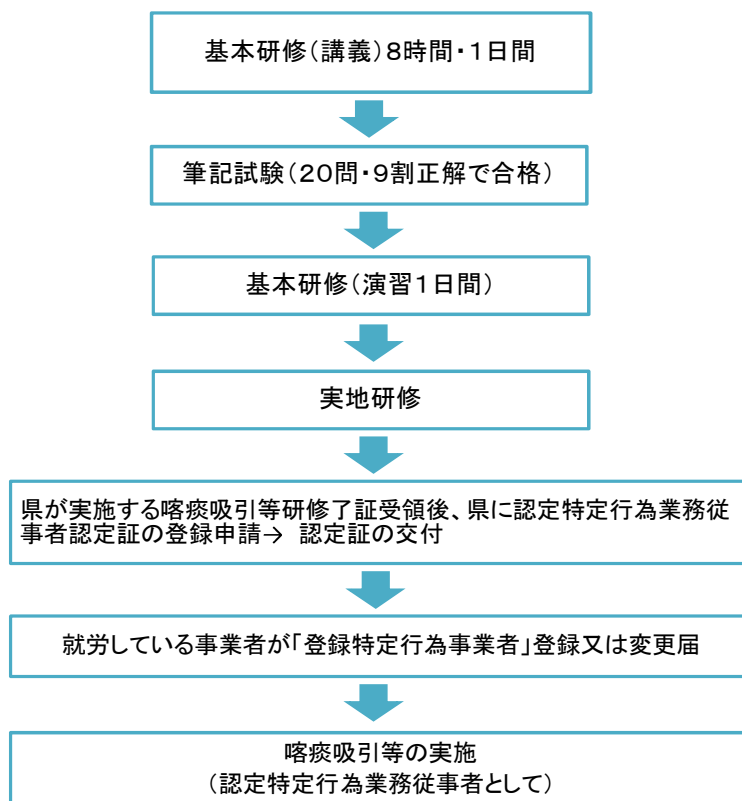
1. 登録特定行為事業者・・・認定証の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を行う事業者
2. 登録喀痰吸引等事業者・・・実地研修を修了した介護福祉士で（公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の行為の登録を行った介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者  
 （実地研修を修了していない介護福祉士（※）に対し、事業所で実地研修を行うことができる）

※平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者、平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生に限る

## 3 介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き（第1号、第2号研修）



#### 4 介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き(第3号研修)



#### 5 介護職員に関する手続

##### 申請に必要な書類(新規申請)

	認定特定行為業務従事者(H24～)	経過措置対象者(H23まで)
1	様式1-1(第1号、第2号研修修了者用の申請書)	様式2-1(経過措置者用の申請書)
2	様式1-2(第3号研修修了者用の申請書)	様式2-2(事業所誓約書)
3	様式1-3(誓約書)	様式2-3(本人誓約書)
4	住民票	様式2-4(第三者証明)
5	喀痰吸引等研修修了証写 (施設の原本証明が必要)	様式2-5(実施状況確認書)
6		住民票
7		喀痰吸引等研修修了証写 (施設の原本証明が必要)

##### 申請に必要な書類(行為の追加)平成29年度から

	認定特定行為業務従事者
1	様式1-6(第1号、第2号研修の行為追加申請書)
2	認定証の原本
3	喀痰吸引等研修修了証写(施設の原本証明が必要)

### 変更に必要な書類

	認定特定行為業務従事者(H24～)	経過措置対象者(H23まで)
変更	様式3-1(氏名、本籍、住所)	様式3-2(氏名、本籍、住所)
	変更事項前後の分かる資料(住民票や免許証の写しなど)	左同
再交付	様式4	左同
	県証紙 450円	左同
辞退	様式5-1	様式5-2
	認定証原本	左同
死亡等	様式6	左同

※結婚等により氏名が変わった場合は、変更届の提出が必要ですが、**再交付の申請は任意**です。

## 6 事業所登録に関する手続

### 申請に必要な書類(新規登録)

**登録は、事業所・施設(サービス)ごとに必要**となります。

	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者
1	様式6-1(事業者登録申請書)	左同
2	登記簿	左同
3	定款	左同
4	様式6-2(特定行為従事者名簿)	左同
5	様式6-3(事業者誓約書)	左同
6	様式6-4(事業者登録適合書類)	左同
7	事業者登録チェックリスト (各種規程、マニュアル等の添付)	左同
8	喀痰吸引等業務方法書	左同
9		喀痰吸引等実地研修業務方法書
10		様式10(指導看護師名簿)

※ 既に登録特定行為事業者で、新たに登録喀痰吸引等事業者の登録を希望する場合は、2から8までは省略可

## 7 事業所登録に関する手続

### 変更等に必要書類

項目	登録特定行為事業者 登録喀痰吸引等事業者
行為の追加	様式7(更新申請書)
登録時の内容の変更(※)	様式8(変更登録届出書)
登録喀痰吸引等行為の一部または全てについて、登録の必要がなくなった場合	様式9(登録辞退届出書)
登録通知の再交付	登録通知再交付申請書、県証紙450円

※ 届出の必要な変更内容

- ・開設者に関する事項(法人代表者氏名・住所等)
- ・事業所の名称・所在地
- ・認定特定行為業務従事者の変更(採用、退職)など

## 8 登録に関する留意事項

### 従事者及び事業者

介護職員等が利用者に対し、喀痰吸引等の行為を行う場合は、**認定特定行為業務従事者の登録と事業者が登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として登録がなければ実施できません(研修を修了しただけではできません)。**

登録を受けずに特定行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることとなりますので、十分注意してください(社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1項第1号)。

なお、事業者の登録状況は県のホームページに掲載しています(令和3年2月28日現在)。

また、**職員の追加にかかる変更の届出が提出されていない事業者が見受けられますので、認定特定行為業務従事者の登録申請と同時に届出(様式8)の提出を推奨します。**

### 登録特定行為事業者

事業所の新規登録手続には時間を要する場合がありますので、事業開始予定日の1ヶ月程度前までに申請されることを推奨します。

### 登録喀痰吸引等事業者

申請時に「平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者」、「平成29年3月以降の介護福祉士養成施設の卒業生」、「公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した介護福祉士」のいずれかの職員がいる事業所に限りますので留意願います。

なお、認定特定行為業務従事者である介護福祉士が公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した後は、介護福祉士としてのみ喀痰吸引等行為を行うことになるため、事業所は登録喀痰吸引等事業者の登録が必要となります。

## 9 喀痰吸引等研修について

### 研修案内（第1号、第2号研修）

区分	対象者	募集開始	〆切予定
1号・2号研修	介護職員等	令和4年 4月上旬	5月中旬
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		5月中旬
認定特定行為業務従事者実地研修前講座・演習	2号研修を修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養を追加したい従事者		6月下旬
人工呼吸器追加講座・演習	・1号、2号研修を受講する者で、当該行為の追加を希望する者		5月中旬
半固形化栄養剤使用による経管栄養追加演習	・既に特定行為業務従事者であり、当該行為の追加を希望する者（経過措置者は対象外）		6月下旬

令和4年度研修実施要綱は、4月上旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないためご注意ください。

### 研修案内（第3号研修）

区分	対象	募集開始	〆切予定
3号研修	介護職員等	令和4年 8月上旬	8月末
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		

令和4年度研修実施要綱は、8月初旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないためご注意ください。

### ホームページ

喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutantoukensyu.html>

青森県喀痰吸引等関係登録について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kakutankyuuinnto-toroku.html>

青森県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html>

県庁ホームページ内で、「**喀痰 研修**」または「**喀痰 登録**」と検索してください。

### 問い合わせ先

高齢福祉保険課 介護保険グループ

電話 017-734-9298(直通)

FAX 017-734-8090

障害福祉課 障害福祉事業者グループ

電話 017-734-9308(直通)

FAX 017-734-8092



# 介護支援専門員に係る 留意事項について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

## 資料の内容

---

- 1 介護支援専門員の資格について
- 2 主任介護支援専門員の資格について
- 3 居宅介護支援事業所の管理者について
- 4 介護支援専門員実務研修における  
実習受入協力事業所登録について


# 1 介護支援専門員の資格について

## (1) 介護支援専門員証の有効期間

- 交付を受けた**介護支援専門員証の有効期間は5年間**です。  
(有効期間満了日は介護支援専門員証に記載しています。)
- 有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に所定の研修を修了してから、有効期間の更新申請をしなければなりません。

## 介護支援専門員証のイメージ

### 【 表 】

<b>介護支援専門員証</b>	
	登録番号 02000000 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">見本</span>
氏 名	青森 太郎
生 年 月 日	昭和00年0月0日
交 付 年 月 日	平成00年0月0日
有効期間満了日	平成00年0月0日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。	
<b>青森県知事</b>	

### 【 裏 】

< 注 意 >
(1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
(3) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

## (2) 介護支援専門員証の有効期間が切れた場合

○介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、「登録」自体は失効しませんが、**介護支援専門員として仕事に就くことはできません。**

○仮に、介護支援専門員証の有効期限が切れた状態で、介護支援専門員の業務を行った場合、本人の介護支援専門員の登録が削除されることもあります。また、**事業所も人員基準違反で介護報酬の返還が発生する可能性があります。**

## (3) 補足事項

○これまで、介護支援専門員証の有効期間の満了日が近づいた方等に対して、県から更新研修の案内を郵送でお知らせをしていましたが、今後、対象者個人宛の発送を行わない予定です。

(後述する、主任介護支援専門員の更新についても同様です。)

○介護支援専門員の更新研修は年に1回ですので、各自、県のホームページを確認するなどし、研修の受講漏れがないよう留意願います。

## 必要な情報・様式など、詳しくは青森県庁ホームページをチェック

青森県ホームページ

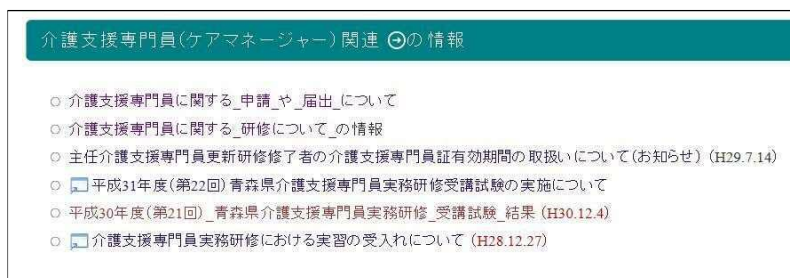
<http://www.pref.aomori.lg.jp/index.html>

- ① 青森県庁ホームページ内のサイト内検索に「介護支援専門員」や「実習受入協力事業所」と入力し検索



クリック!

- ② 検索結果から「介護保険情報」「介護支援専門員関連」のページへ



随時更新しています

## 2 主任介護支援専門員の資格について

○法令改正により、平成28年度から、主任介護支援専門員の資格は更新制（5年間）となり、更新するためには、有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修（46時間）」を修了する必要があります。

○令和元年度に主任介護支援専門員更新研修の受講要件を一部見直しましたので、更新を予定されている方は県ホームページを確認してください。

○有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了しない場合、主任介護支援専門員の資格は失効します。

○失効後、主任介護支援専門員の資格を取得するためには、再度「主任介護支援専門員研修」を受講しなければなりません。

（主任介護支援専門員の資格が失効しても、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合は、通常の介護支援専門員として業務を行うことができます。）

【主任介護支援専門員の有効期間】

〔平成28年度以降は、主任介護支援専門員研修修了証明書に記載〕

研修修了年度	有効期間
平成24年度～平成26年度まで（経過措置対象）	令和2年3月31日
平成27年度以降	研修修了日から5年間

【主任介護支援専門員更新後（更新研修修了後）の有効期間】

〔主任介護支援専門員更新研修修了証明書に記載〕

対象者	有効期間
平成28年度の主任更新研修 修了者	平成29年1月30日～令和4年3月31日
平成29年度以降の主任更新研修 修了者	初回の主任更新研修修了日から5年間

※ 注）主任介護支援専門員の有効期間は研修修了証明書に記載されています。  
（主任介護支援専門員証はありません。）

### 3 居宅介護支援事業所の管理者について

○令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員であることが要件になりました。

○ただし、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でないものが管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日までは猶予となります。

○また、やむを得ない理由がある場合は管理者を介護支援専門員とする扱いが可能となります。詳しくは住所地の市町村へお問い合わせください。

## 4 介護支援専門員実務研修における 実習受入協力事業所登録について

平成28年度から介護支援専門員実務研修において、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を居宅介護支援事業所等で行うこととなりました。

また、平成28年11月22日以降、居宅介護支援事業所が特定事業所加算を取得する要件として、介護支援専門員実務研修における実習について、実習生の受入協力体制を確保することが必要となりました。

つきましては、特定事業所加算を取得される事業所は、実習受入協力事業所の登録申請を行う必要があります。

### (1) 実習受入れの対象事業所

- ① 特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所
- ② 特定事業所加算の算定を予定している居宅介護支援事業所  
(主任介護支援専門員の配置が必須。)
- ③ 特定事業所加算の取得の予定がない居宅介護支援事業所のうち、主任介護支援専門員が配置されており、実習の指導体制が整っている居宅介護支援事業所。

### (2) 手続きの流れ

- ① 特定事業所加算の算定を予定しており、実習受入れに協力可能な居宅介護支援事業所は、青森県高齢福祉保険課介護保険グループまで「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」(様式第1号)を提出する。
- ② 県は要件に適合する事業所を実習受入協力事業者として登録するとともに、申請者へ「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認(不承認)通知書」(様式第2号)を送付する。  
(当該通知は特定事業所加算算定の届出を行う際必要となります。)
- ③ 特定事業所加算を算定する事業所は必要な書類を指定権者へ提出する。
- ④ ②により介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所は、青森県介護支援専門員協会(実務研修実施機関)から実務研修実習受入依頼があった場合、原則として受け入れる。

# 社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

## 社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について

○本制度は、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から、社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは社会福祉法人本来の使命であるとの考えのもと、制度化されているものです。

○本事業は、社会福祉法人等の主体的な取組に基づく任意事業ですが、低所得者への支援策として重要な役割を果たしており、県内では平成29年度より、すべての市町村において本制度を実施する社会福祉法人等に対して、軽減した費用の一部を補助しています。

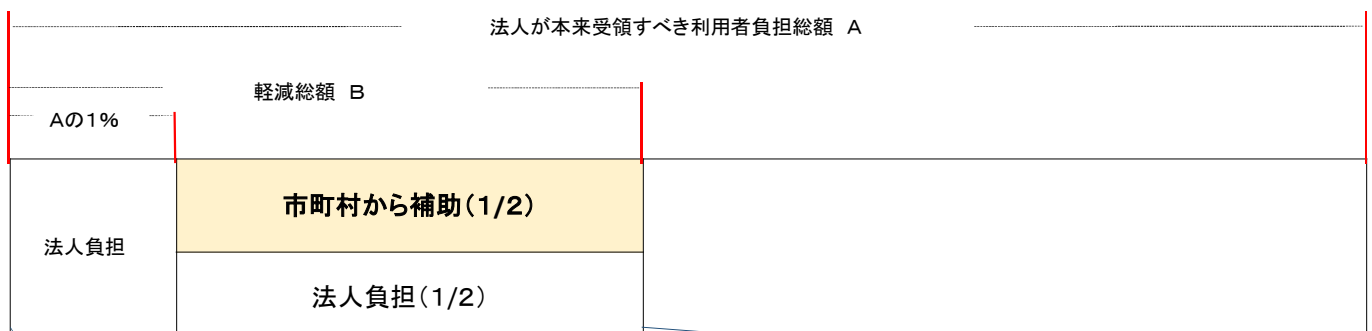
○令和3年8月から、別紙のとおり、介護保険の補足給付の要件及び食費の負担限度額の見直しにより、介護保険施設入所者等の負担が大きくなり、低所得者への更なる支援のために本制度の重要性が高まっています。**本制度を実施していない社会福祉法人等におかれましては、制度の趣旨をふまえ、本制度の実施についてご検討して下さるようお願いいたします。**

○本制度を実施しようとする社会福祉法人等は、関係市町村と協議の上、県に対して「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」を提出してください。

※申出書については、県ホームページからダウンロードしてください。

(参考)

### 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業



	生計困難者	生活保護受給者	生活扶助基準額見直しに伴う特別措置対象者
対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減	※生活保護	1/4 軽減
食費		※生活保護	
居住費		全額軽減	全額軽減



## ホームページ

社会福祉法人による低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度について

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/teisyotokusyagenmen\\_jissijoukyou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/teisyotokusyagenmen_jissijoukyou.html)

県庁ホームページ内で、「**負担軽減制度**」と検索してください。

## 問い合わせ先

高齢福祉保険課 介護保険グループ

電話 017-734-9298(直通)

FAX 017-734-8090

# 介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

## 補足給付の預貯金 要件の見直し

	R3.7月まで	→	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	→	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)			単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)			単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

## 食費の負担限度額 の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

### 補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者と同じ世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約770万円）～ 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。